

JETRO

特許庁委託事業

模倣対策マニュアル
中東編



2009年3月

第2部 サウジアラビア

第1章 はじめに

1. サウジアラビアの法制度概要

サウジアラビアの統治基本法（すなわち憲法）の第7条は、次のように規定する。「王国の統治理念はコーランとスンナの教えによるものとし、コーランとスンナ（預言者マホメット言行録）が本法並びに王国のすべての法令を支配する」また、統治基本法では、イスラムの原則を守り、イスラム法を執行することが国家の務めであり、目的であると強調する。

サウジアラビアは、イスラム法域である。イスラム法には、(a) 神聖なるコーラン、(b) 預言者マホメット（彼にアッラーからの平安あれ）の承認及び言行であるスンナ、(c) イスラム法学者の合意であるイジュマー、及び (d) キヤース（類推）の四つの法源がある。サウジアラビアのすべての規則及び法律は、イスラム法に従って解釈される。一般原則と司法上の先例（判例）を確立する機能はシャリア（イスラム）法廷のみに適用される（その目的はイスラム法の適用について整合性を維持するためである。つまり、この機能は不服委員会を含む商業法廷では適用がない）。このようにして、あらゆる商業法廷では先例は法規化されないし公開もされないし、一般に知られることもない。したがって、サウジアラビアでは司法上の先例という概念はないし、商業事件はケースバイケースで決定が行われる。

サウジの現在の裁判所は、いずれもイスラム宗教法廷と呼ばれる最高司法会議、控訴裁判所及び第一審裁判所（一般裁判所及び簡易裁判所）で構成される⁴。また、不服審査委員会として知られる行政裁判機関も存在し、これは主に、(a) 上訴委員会、(b) 控訴法廷、及び (c) 第一審法廷の三つの法廷で構成され、これ以外にも著作権、競争、特許、工業意匠、集積回路、植物品種、租税及び銀行業務紛争などの特別な紛争を扱う行政委員会が存在する。以下では、様々なイスラム宗教法廷及び様々な行政的裁判機関について詳しく説明する。

2. 最高司法会議

この会議には、(a) 死刑判決及び一定の重罪に係る判決の再審査、(b) 下級裁判所を拘束する一般原則及び司法的先例の確立、(c) イスラム法に関する一般原則にもとづいて司法相が見解を述べるべきイスラム法問題の検討、そして (d) 国王又は司法相が付託し

⁴ 2007年に新しい司法制度法が制定され、2010年に施行される見込みである。

た問題の検討及び見解の提出、の主に四つの機能がある。

3. 控訴裁判所

この裁判機関は、下級裁判所（簡易裁判所及び一般裁判所）の行った判決に対する異議申し立てを検討し、審理する。

4. 第一審裁判所（簡易及び一般裁判所）

簡易裁判所：一定の例外を除くハード刑（法定刑）事件、タズィール刑（裁量刑）、犯罪に対するディーヤ（血の賠償金）の三分の一を超えない額の金銭的賠償又は補償金請求事件を審理する。また、簡易裁判所は、8,000 サウジ・リヤル未満の請求も審理する。

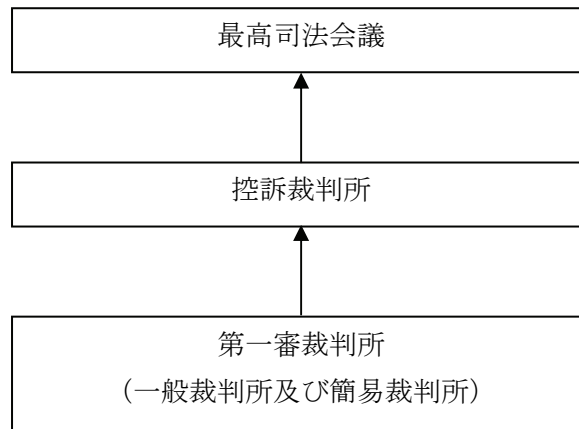
一般裁判所：一般裁判所は、求刑が死刑又は死以外の場合のキサース（同害報復刑）であるような紛争事件、ディーヤ（血の賠償金）の三分の一を超える額の民事請求事件を審理する。

5. 不服審査委員会

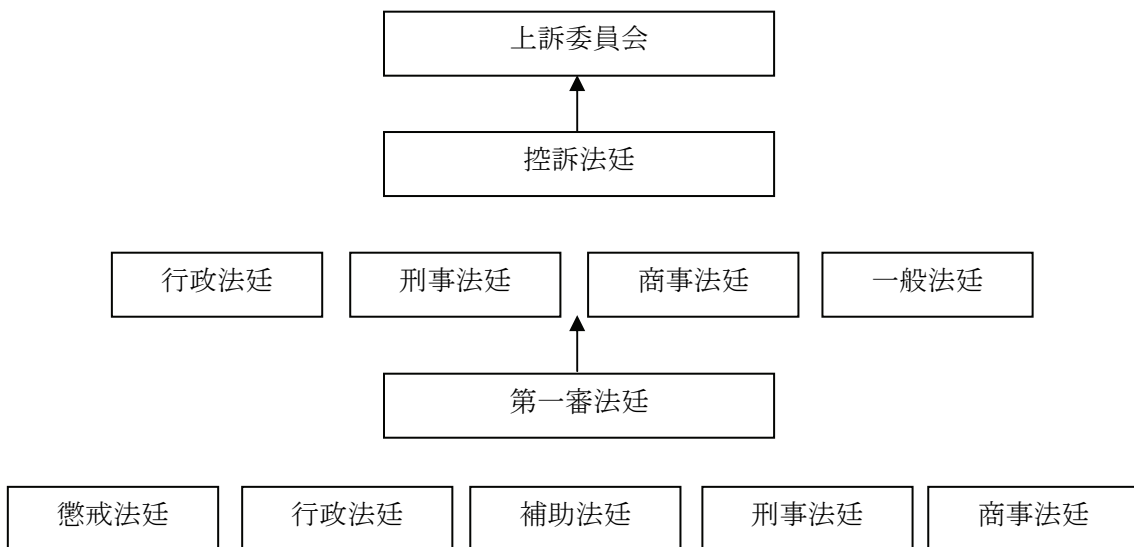
不服審査委員会は、下記の事項に関する管轄権を有する。

- a) 一般公務員、軍人及び年金に関する法律においてそれぞれ定められた政府職員及び使用人、そして独立公益法人及びそれらの相続人及び社会保障受給者の権利に関する事件。
- b) 行政上の決定の対象とされた当事者が行う不服申し立て事件であって、当該不服申し立ての理由が、管轄権の欠如、形式的不備、法律及び規則に対する違反又はその誤った適用または解釈、あるいは、職権の濫用である場合。行政当局が、法律及び規則に従って決定を下すことを却下又は拒絶した場合も、行政上の決定であるとみなされる。
- c) 政府及び独立公益法人の処分の結果として、これに対立する当事者が提起した賠償事件。
- d) 政府又は独立公益法人が当事者である契約に関する紛争の当事者が提起した事件。
- e) 規制捜査局（Bureau of Control and Investigation）が提起した懲戒事件。
- f) 他の行政紛争。
- g) 外国判決の執行請求。

6. イスラム宗教法廷の構造



7. 不服審査委員会の構造



8. サウジアラビアの知的財産法

サウジ法は、知的財産分野における国民及び外国人の権利を保護する。商標侵害の結果として損害を被ったすべての自然人又は法人は、損害賠償を請求できる。侵害に関する専門家が手続きに参加することが許され、商標侵害及び特許侵害に対する損害賠償は懲罰的であり、被害者に対する賠償が規定されている。

また、知的財産権は、商業詐欺防止法の規定によっても間接的に保護されている。同法により、サウジ当局は、模倣品又は使用許諾を得ていない製品のコピーの生産に対して様々な制裁措置を講ずることができる。これらの制裁措置には、特に、これらの製品の押収及び破棄、同法の規定への違反に対する10万サウジ・リヤル（およそ2万6,611米ドル）までの罰金が含まれる。

知的財産事件においては、原告に立証責任があり、違法な製品が押収されない限り、侵害を立証することは困難である。サウジ法の下では、口頭による証拠が文書による証拠よりも重視される一方、この二つを組み合わせれば、相乗効果がある。商標事件の場合、証拠開示手続きにより、被害当事者の立証責任を軽減するような証拠資料及び証拠書類を収集できる。

金銭の支払いを命ずる執行命令は、訴訟の敗訴した当事者に対する差押により実行される。禁止的差止命令及び職務執行令状（法律に従った行為を命ずる命令）の場合、内務省の市民権局（civil right directorates）に執行を命ずる。この命令に従わなかった場合には、違反者の拘禁刑及びその財産の差押が科されることになる。

9. 商標及びサービスマーク

商標及びサービスマークの登録は、1984年商標規則により規律されている。サウジアラビアは、商品及び役務の国際分類に準拠しているものの、これに様々な制限を加えている。例えば、一定のアルコール類に関係する商標は登録できない。さらに、商標が公序良俗に反する場合には、登録出願が拒絶される。

登録が承認された商標／サービスマーク出願は、官報（Ummulqura）に公告される。それから3か月以内に異議申し立てが行われなければ、所有者は、出願日からイスラム暦（Hijri）で10年間、商標／サービスマークを使用する不可争の権利を獲得する。商標／サービスマークの登録は、さらにイスラム暦で10年ごとに更新できる。登録をするため又は登録の有効に維持する上で、商標を使用することは必須ではない。商標／サービスマークは、これを5年間継続して使用しない場合には抹消されることがある。

サウジ法の下では、登録商標／サービスマークの権限のない使用、同一区分の商品又は役務に模倣商標が貼付された場合、模倣商標が貼付された商品又は役務の保管、販売、販売のための展示又は権限のない宣伝広告の過程で商標／サービスマークを使った場合、罰金又は拘禁刑により処罰される。

商標に関係する侵害手続きは、不服審査委員会が審理する。商工業省又はその部局は、偽造品及び模倣品を押収することができる。しかしながら、商標事件において、民事訴訟が10日以内に不服審査委員会に提起されなかった場合には、予備的措置が無効となる。行政事件は、申し立てのなされた犯罪の実行時から3年以内に審理しなければならない。私人間の事件の場合、このような制限はない。

商標局の決定に対して、商工業省の行政裁判ルートで、また、法律的には不服審査委員会に、不服を申し立てることができる。出願人又は登録に異議を申し立てる利益を有する第三者は、その決定に異議を申し立てる権利を有する。

10. 特許権

1989年サウジ特許規則により、一切の新規な物品、製法（物品又は製法の改良を含む）

及び製品特許を対象とする特許登録制度が成立した。サウジ特許局は、1996年に、1990年の設置以降初めて特許を付与した。

企業を含むサウジ国民又は外国の国民に特許を付与することができる。登録のための形式的要件に適合していれば、出願に出願番号が割り当てられ、出願日が確定する。特許は、付与された日からイスラム暦(イスラムの教えにもとづいた太陰年)で15年間有効であり、これをさらに5年間延長できる。

特許権は、発明者にのみ帰属し、発明者は、この権利を有償又は無償で譲渡することができる。産業的特許は、付与された日から2年以内に実施しなければならず、合理的理由が提示された場合には、2年を超えない期間これを延長することができる。当該期間内に特許を実施しなかった場合には、特許局には、これを完全に実施できる任意の者に、特許を実施するための強制実施権を付与する権限がある。

特許事件は、法律上の管轄権を有する行政委員会が審理する。この委員会は、アブドゥラジズ王科学技術都市に設置される。第三者は、特許に関する決定に対し、特許付与が公表された日から90日以内に異議を申し立てることができる。

11. 意匠

サウジアラビアでは、意匠は工業モデル保護のための法制度を通じて保護がなされ、集積回路のデザインについては回路配置保護の法制度を通じて保護がなされている。

12. 著作権

米国通商代表部からの圧力を受け、サウジアラビアは、1989年に著作権規則を制定した。利害関係者は、この規則が、外国の著作権を保護していないため、範囲がかなり限定されていると主張する。また、これらの規則にエンフォースメント手続き又は登録手続きを扱う効果的な規定がないことにも不満の声がある。1989年著作権規則が制定された後も、米国が、規則を改正し、保護内容に外国著作権も含めるよう要求し続けている点に留意すべきである。

サウジの著作権は、一般に、著作者の生存の間及び死後50年、書籍及び音声及び視聴覚の著作物はそれぞれ25年間保護される。コンピュータ・ソフトウェアも保護されることは間違いないものの、規則は、保護の存続期間を明記していない。

13. 管轄当局

商標の監督官庁

Ministry of Commerce and Industry (商工業省)

Riyadh 11162

Title of Head (代表者の肩書き) : Minister of Commerce and Industry

Tel. : (966.1) 403.55.67

Fax: (966.1) 405.62.92 又は 405.33.14

商標の担当部局

General Directorate of Internal Trade

Trade Mark Section

Department of Internal Trade

Ministry of Commerce and Industry

住所は同上

Title of Head (代表者の肩書き) : Director General of Internal Trade

Tel. : (966.1) 401.22.22 - ext. 1322

Fax: (966.1) 403.84.21 又は 405.33.14

特許の監督官庁

King Abdulaziz City for Science and Technology (KACST)

P. O. Box 6086

Riyadh 11442

Title of Head (代表者の肩書き) : President of KACST

特許の担当部局

General Directorate of Patents

King Abdulaziz City for Science and Technology (KACST)

住所は同上

Title of Head (代表者の肩書き) : Director General of Patents

Tel. : (966.1) 488.33.44 / 488.34.44 | / 481.33.39 (Director General)

Fax: (966.1) 481.38.30

著作権の監督官庁

Ministry of Culture and Information

P. O. Box 8752

Riyadh 11492

Title of Head (代表者の肩書き) : Minister of Culture and Information

Tel. : (966.1) 442.56.55

Fax: (966.1) 403.27.80 / 405.33.14

著作権の担当部局

General Administration of Copyright

Ministry of Culture and Information

住所は同上

Title of Head (代表者の肩書き) : Director General

Tel. : (966.1) 442.56.55

Fax: (966.1) 403.27.80 / 435.75.95

[特許庁委託]

模倣対策マニュアル 中東編

[著者]

〈UAE およびサウジアラビア〉

Al Tamimi & Company, United Arab Emirates

〈イラン〉

Law office of Albert Bernardi,

Dr. Albert Bernardi

日本貿易振興機構

[発行]

日本貿易振興機構 在外企業支援・知的財産部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

TEL:03-3582-5198

FAX:03-3585-7289

2009 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が 2009 年 3 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。